

北海道・東北地区JAトップ  
セミナーが開催された！！

平成17年度北海道・東北地区JAトップセミナーが平成17年7月7～8日  
かけ宮城県松島町において開催されました。各道県のJA常勤役員及び中央  
会・連合会、総勢230名が一堂に会し、  
今後の取組みについて情報を交換・論議  
されました。「新しい食料・農業・農村基  
本計画」の実践と、平成19年度以降の  
「農業者・農業団体が主役となるシステ  
ム」への移行や、新たな経営安定対策を  
前提とした集落営農の組織化や農業の担  
い手育成へのJAとしての取組みが確認  
されました。

今回のトップセミナーの開催にあたり、  
北海道・東北各県JAメンバーとアドバイ  
ザーによる「集落営農の組織化・法人化に  
関する研究会」で検討されました。

**集落営農の組織化・法人化に関する  
JAが当面对応する課題**

水田・土地利用型農業の担い手の減少や  
高齢化、後継者不足、米価の低迷するなか、  
地域の農業が抱える問題点を解決するため、  
集落単位に農地の集積や機械・施設等の有  
効利用や効率的な農業経営を実現する。

JAグループは自らの組織基盤を確立す  
るため、危機意識を持ち「集落営農の組織  
化」を推進する必要があります。

**集落営農の組織化・法人化に向け  
ての支援**

人材育成・配置と担当部署の明確化並び  
に集落担当制の強化

集落営農ビジョンの策定の支援

**集落営農の組織化と実践に対する支援**

大規模経営体に対する経営マネージメ  
ント支援機能の強化(経営計画策定・分  
析・税務・会計等支援機能強化)

集落営農による新たな産地作りを推進  
し、JAとの関連づけを確立する。

食育、女性・高齢者対策、伝承文化活動  
等の集落・地域単位の多様な取組みへの  
支援

**集落営農推進運動をコアにすえた  
JAのあり方**

地域農業のコーディネーターとしての  
役割

- ・ JAが協力できる領域を農家に提  
示し、選択するのは農家の責任で行  
う

**集落担当制の取組み**

- ・ 現場の意見の活用と情報の提供
- ・ 関係機関との協働の役割分担
- ・ 集落に必要な政策措置の把握

地域実態にそくした国への政策提言(担  
い手要件の提案)

- ・ 面積要件(下限面積と作業受託面積  
の扱い)
- ・ 担い手要件(任意組合・LLPの扱  
い)

**申し合わせ事項(4項目)**

A担い手戦略の策定と「集落営農」  
の組織化・法人化の推進

域水田農業ビジョンの実践強化

安全・安心な農産物づくりとブラ  
ンドの確立

JA経済事業改革及び営農指導体  
制の強化

## 用語解説(3)

### 世界農産物貿易関係

#### 「WTO農業交渉」

WTO農業協定20条の規定に基づき、2000年3月に開始。2001年11月に立ち上げられた新ラウンドの一部として2005年1月1日の交渉期限までに一括して合意されるべきものとされている。2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回WTO閣僚会議では、閣僚会議文書案が議論されたが、先進国と途上国の対立等を背景に、農業分野を含め何ら合意余得られなかった。

#### 「関税割当て(制度)」

特定の物品の輸入に、一定の数量までは低い税率(一次税率)、それを超える数量については高い税率(二次税率)を適用する制度。これにより、低い税率を希望する需要者と関税で保護されるべき国内生産者の利害調整が図られる。

#### 「直接固定支払い(米国)」

米国においては、1996年以降、それまで実施されていた生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として生産に関連しない収入支持に該当する「直接固定支払い制度」が導入された。

#### 「黄」の政策

WTO農業協定上「緑」「青」の政策に該当しない国内支持政策であり、削減約束の対象となっている政策。

#### 「青」の政策

WTO農業協定上、「緑」の政策ではないが、削減約束の事象外となっている国内支持政策。具体的には、生産調整を伴う直接支払いであって、一定の面積・頭数・生産に基づく支払い、あるいは、基準水準の85%以下に支払われるもの、であることが要件。EUで1992年以降導入された直接支払いや、我が国の稲作経営安定対策等が該当する。

#### 「緑」の政策

WTO農業協定上、貿易や生産に対する歪曲効果がないか最小のものとして、削減約束の対象外となっている国内支持政策。消費者の負担でなく政府の負担によるものであること、及び生産者に対する価格支持の効果を持たないこと、が基本的要件。研究、普及、基盤整備などの一般サービスのほか、一定の種類の直接支払い(生産に関連しない収入支持、環境施策、条件不利地域援助等)が含まれる。これらの直接支払いについては、それぞれの類型ごとに、支払い年の生産の量や価格に関連しないこと等の要件が定められている。

#### WTO以外の二国間貿易協定関係

#### 「EPA(経済連携協定)「Economic Partnership Agreement)」

FTAの要素を含みつつ、協定構成国間で投資の自由化、経済取引の円滑化、協力の促進等幅広い分野を含む協定。

#### 「AMS(助成合計量)(Aggregate Measurement of Support)」

WTO農業協定において削減対象となる国内支持の総量。AMS=市場傾格支持+削減対象直接支払い(市場傾格支持は、国内行政傾格が設定されている品目を対象に、内外傾格差×生産量で計算)。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、各国のAMSについて、1986-88年の水準を基準として、1995年から2000年までの6年間で20%削減することが合意された。

「FTA(自由貿易協定)(Free Trade Agreement)」協定構成国のみを対象として、排他的に関税の撤廃等(特恵待遇)を実施する仕組み。実質上すべての貿易について、原則として10年以内の関税撤廃をするもの。